

CAPITAL MARKETS LEGAL UPDATE

CONTENTS

- 1 有価証券報告書の提出義務の免除要件の緩和
- 2 四半期報告書・半期報告書の提出期限の延長申請手続の合理化
- 3 施行日

外国会社に対する開示規制の緩和

弁護士 [福田 直邦](#) | 弁護士 [根本 伸毅](#)

2013年8月26日、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」および「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布された。これにより、①有価証券報告書の提出義務の免除要件の緩和、②四半期報告書・半期報告書の提出期限の延長申請手続の合理化、③有価証券の売出しに該当する発行者関係者の範囲と有価証券通知書の提出および目論見書の作成が必要となる発行者関係者の範囲の不一致の是正、④臨時報告書の提出事由である提出会社の親会社・特定子会社・主要株主の異動につき、異動の決定を提出事由に含める改正等が行われた。本ニュースレターでは、これらの改正点のうち、外国会社に対する開示規制の緩和を意図した①および②について概説する。

1 有価証券報告書の提出義務の免除要件の緩和

(1) 改正の概要

日本国内で上場されている有価証券の発行者のほか、その募集または売出しにつき有価証券届出書または発行登録追補書類を提出した有価証券(発行開示が行われた有価証券)や前5事業年度のいずれかの末日における所有者が1,000名以上である有価証券(外形基準に該当する有価証券)の発行者は、有価証券報告書を提出する必要がある。これは、多数の投資者が有価証券を保有し、またはその可能性がある状況においては、情報開示を通じて投資者保護を図る必要があると考えられたことによるものであるが、流通性の低い有価証券については、有価証券報告書による情報開示の実益が乏しいことから、有価証券報告書の提出義務の免除制度が設けられている。

日本国内で上場されていない有価証券で、内国の会社その他の発行者により発行開示が行われた有価証券の場合、今回の改正の前後を通じて、次に掲げるものについては有価証券報告書の提出を要しない(ただし、いずれの場合も財務局長等による承認を受ける必要がある。)

- ① 直前事業年度の末日における所有者が25名未満である有価証券(25名ルール)
- ② 前5事業年度のすべての末日における所有者が300名未満である株券または優先出資証券(300名ルール)

外国の会社その他の発行者には、これまで、25名ルールしか適用されなかった。その結果、実際上の問題としては、外国会社等が有価証券報告書の提出義務の免除制度を利用することは相当

に困難であった。今回の改正により、外国会社等により発行開示が行われた株券および優先出資証券ならびにこれらを対象とする有価証券信託受益証券および預託証券について 300 名ルールが適用されることとなった。これにより、外国会社等による免除制度の利用可能性は拡張されたとと言える。なお、これら以外の有価証券(例えば、社債券)については 300 名ルールによる免除は認められない点、留意を要する。

(2) 有価証券の所有者数の算定方法

内国会社等の場合、25 名ルールおよび 300 名ルールのいずれにおいても、有価証券の所有者数は、今回の改正の前後を通じて、株主名簿その他の有価証券の所有者の名簿に記載されている者の数によって算定することとされている。

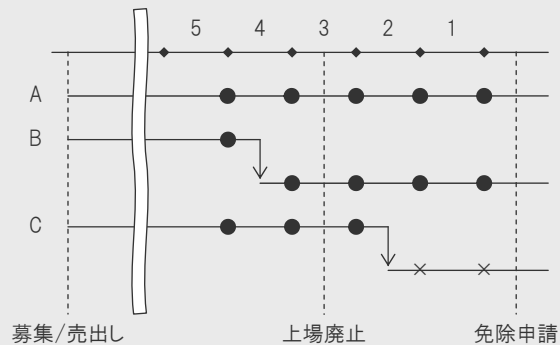
外国会社等の場合の 25 名ルールにおいては、今回の改正の前後を通じて、有価証券の所有者数は、有価証券の保管を受託している金融商品取引業者等が有する名簿に記載されている者のうち非居住者を除いた者の数によって算定することとされている。ただし、「企業内容等の開示に関する留意事項について」(企業内容等開示ガイドライン)において、当該有価証券の募集または売出しの際にこれを引き受けたすべての金融商品取引業者の顧客名簿に記載された所有者の数によって算定することができることとされている。

今回の改正で導入された外国会社等の場合の 300 名ルールにおいては、有価証券の所有者のうち非居住者を除いた者の数によって算定することを原則としつつも、有価証券が現に外国金融商品取引所に上場されている場合には、過去に日本国内で上場されたことがあるか否かで区分して、例外的な算定方法が許容されている。さらに、企業内容等開示ガイドライン上、この例外的な算定方法によることが困難な場合の代替的な算定方法が定められている。

(3) 日本で上場されたことのある有価証券の場合の例外的な算定方法

この場合、前 5 事業年度の末日における所有者(上場廃止日以後にあっては、上場廃止日における所有者に限る。)のうち非居住者を除いた者の数によって算定することができる。ここで、括弧内の限定の意味について、例を用いて説明する。

右の図において、A から C までの記号は有価証券を、1 から 5 までの数字は免除申請時から遡った事業年度を表わしており、各有価証券に付した●または×は、当該事業年度の末日における所有者として算入されるか否かを意味する。また、有価証券 B および C についての下向きの矢印は、それぞれその時点で当該有価証券の所有者が交代したことを示す。

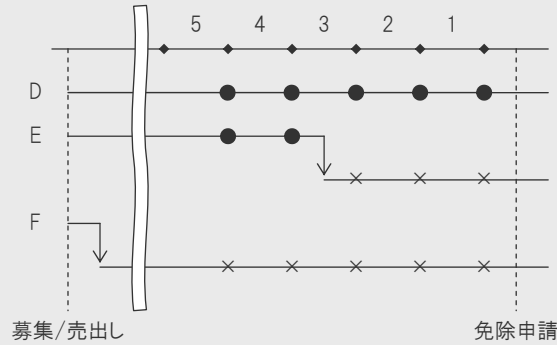


有価証券 A は、一貫して同一の者に所有されており、したがって、上記の算定方法との関係では、前 5 事業年度のすべての末日について所有者数に算入される。有価証券 B は免除申請時から遡って 4 事業年度目の期中に所有者が交代しているが、新所有者は、上場廃止日(3 事業年度目の期中)において所有者であったので、上場廃止日以後である 3 事業年度目から 1 事業年度目までの各末日についても所有者数に算入される。有価証券 C では、上場廃止日以後である 2 事業年度目の期中に所有者が交代しており、新所有者は「上場廃止日における所有者」ではないので、2 事業年度目および 1 事業年度目の各末日については、所有者数に算入されない。

(4) 日本で上場されたことのない有価証券の場合の例外的な算定方法

この場合、前 5 事業年度の末日において有価証券の保管を受託している金融商品取引業者等が有する名簿に記載されている者(当該有価証券を募集または売出しに応じて取得した者に限る。)のうち非居住者を除いた者の数によって算定することができる。

括弧内の限定の意味は、上記と同様の例を用いて説明すると、次のとおりである。すなわち、所有者の交代のない有価証券 D については前 5 事業年度のすべての末日について所有者数に算入される。有価証券 E では 3 事業年度目の途中で所有者が交代しているが、交代後の新所有者は「募集または売出しに応じて取得した者」ではないので、3 事業年度目から 1 事業年度目までの各末日については、所有者数に算入されない。有価証券 F では 5 事業年度目よりも前に交代が起きており、前 5 事業年度のいずれの末日における所有者も「募集または売出しに応じて取得した者」ではないので、すべての末日について所有者数に算入されない。



(5) 上記によることが困難な場合の代替的な算定方法

上記の例外的な算定方法を利用するには、ある所有者が、上場廃止日時点でも所有者であったのかどうか、または当初の募集・売出しの時点から所有者であったのかどうかを確認できなければならない。しかし、上場廃止日や募集・売出しの時から長期間経過したような場合には、この点を確認できないことも想定される。企業内容等開示ガイドラインでは、上記の例外的な算定方法による算定が困難である場合、上場廃止日または募集・売出しが行われた日以降であって、かつ、免除申請時から遡って 5 事業年度目の末日以前の任意の日において、有価証券の保管を受託している金融商品取引業者等が有する名簿に記載されている者のうち非居住者を除いた者の数によって算定することが許容されている。

この算定方法においては、所有者数の調査の基準日を免除申請時から遡って 5 事業年度目の末日以前の任意の日とすることができる。したがって、何回か調査を行い、所有者数が初めて 300 名を下回った後は、さらに調査を続ける必要はなく、その後、5 回事業年度の末日が経過するのを待って、免除申請を行うことができることになる。

なお、300 名ルールの適用上、一度免除が承認された後で当該有価証券の所有者が 300 名以上になったとしても、免除の効果は妨げられない。外国会社等の場合、300 名ルールによって免除が承認された後に再び有価証券報告書を提出しなければならないのは、当該有価証券の所有者が 1,000 名以上となり金融庁長官により免除の承認が取り消されてしまった場合や、新たに有価証券報告書の提出が必要となる事由(例えば、新たに有価証券届出書を提出して行う有価証券の募集が行われた場合等)が生じた場合である。

2 四半期報告書・半期報告書の提出期限の延長申請手続の合理化

(1) 四半期報告書・半期報告書の提出期限の延長制度の概略

有価証券報告書の提出義務を負う発行者のうち、株券等を上場している内国または外国の発行者については、各四半期終了後 45 日以内に四半期報告書を提出しなければならない。四半期報告書の提出義務を負う発行者および任意に四半期報告書を提出している発行者以外の発行者は、半期終了後 3 ヶ月以内に半期報告書を提出しなければならない。

しかしながら、やむを得ない理由により提出期限までに提出できないと認められる場合、財務局長等に対して延長申請を行い、その承認を受けた期間内に四半期報告書または半期報告書を提出することが認められている。

(2) 改正前の延長申請手続

今回の改正の前、財務局長等による承認は、延長申請があった場合において、やむを得ない理由により四半期報告書等を提出期限までに提出できないと認めるときに、申請に係る四半期報告書等について承認をするものとする定められていた。すなわち、提出期限の延長申請および承認は、延長が必要な個々の四半期報告書等ごとに行われていた。

(3) 改正後の延長申請手続

今回の改正により、財務局長等は、やむを得ない理由により提出期限までに四半期報告書等を提出できないと認められる場合、延長申請後最初に到来する提出期限から当該申請理由の消滅・変更がある日の後最初に到来する提出期限までに提出する四半期報告書等について、提出期限の延長を承認することとなった。

今回の改正の前は、提出期限の延長が必要な四半期報告書等の提出ごとに延長の承認を受ける必要があったため、特に提出期限までの期間が四半期終了後 45 日しかない四半期報告書については、これを満たすことが常に困難であって延長申請手続を行うことが常態化している外国会社もあった。今回の改正により、提出期限の延長を必要とする理由が存続している間について一括して提出期限の延長の承認を受けることが可能になったため、そのような会社にとっては延長申請手続が合理化されたと評価できる。ただし、本国の会社の計算に関する法令・慣行を申請理由とする外国会社による延長申請に対する承認は、各四半期報告書等の提出期限までに、当該四半期報告書等に係る四半期または半期会計期間中に申請理由に消滅・変更がなかった旨を記載した書面を関東財務局長に提出することが条件とされるため、四半期または半期ごとの手続が全く不要になるわけではない点、留意を要する。

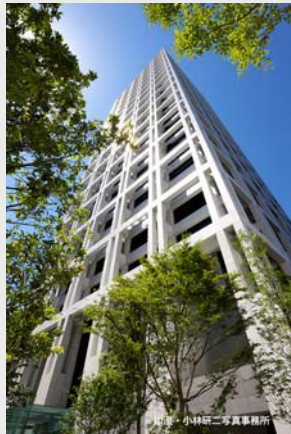
3 施行日

有価証券報告書の提出義務の免除要件の緩和、四半期報告書・半期報告書の提出期限の延長申請手続の合理化のいずれについても、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」および「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の公布日(2013年8月26日)から施行されている。

□ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の福田直邦(naokuni.fukuda@amt-law.com)または根本伸毅(nobutake.nemoto@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

□ Capital Markets Legal Update
担当パートナー： 多賀大輔、広瀬卓生、吉井一浩
本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、cm-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

□ 本ニュースレターのバックナンバーは、
<http://www.amt-law.com/bulletins10.html>
にてご覧いただけます。



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>